第二の一の4中「同(4)」を「同(5)」に改める。

第二の二の1の(2)中「平成二十三年度介護福祉士試験」とあるのは「」を「、平成二十三年度介護福祉士試験」とあるのは「」に、同(3)中「平成二十三年度介護福祉士試験」とあるのは「」を「、平成二十三年度介護福祉士試験」とあるのは「」に改め、同1に次のように加える。

(4)　(1)の規定は、特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十四年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十七年度介護福祉士試験」と、「平成二十三年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十三年度介護福祉士試験」という。）」とあるのは「平成二十六年度介護福祉士試験」と、「、平成二十三年度介護福祉士試験」とあるのは「、平成二十六年度介護福祉士試験」と読み替えるものとする。

第二の二の3中「及び同(3)」を「から同(4)まで」に改め、同(1)に次のように加える。

ニ　特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者　平成二十七年度介護福祉士試験

第二の二の3の(2)中「中段」を「中欄」に、「下段」を「下欄」に改め、同(2)の表に次のように加える。

特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者	平成二十六年度介護福祉士試験
	平成二十七年度介護福祉士試験

第二の二の4中「及び同(3)」を「から同(4)まで」に改める。

第四の一中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「同(4)」を「同(5)」に改める。

第四の二中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「及び同(3)」を「から同(4)まで」に改める。

第五の一の2の(2)のイの(vii)を同(viii)とし、同(vi)を同(vii)とし、同(v)を同(vi)とし、同(iv)の次に次のように加える。

(v)　特例インドネシア人第五陣看護師候補者　平成二十八年一月一日

第五の一の2の(2)のイに次のように加える。

(ix)　特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者　平成二十八年一月一日

第五の一の2の(2)のロの(vii)を同(viii)とし、同(vi)を同(vii)とし、同(v)を同(vi)とし、同(iv)の次に次のように加える。

(v)　特例インドネシア人第五陣看護師候補者　平成二十七年十月一日

第五の一の2の(2)のロに次のように加える。

(ix)　特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者　平成二十七年十月一日

第五の一の2の(3)のニの(vii)を同(viii)とし、同(vi)を同(vii)とし、同(v)を同(vi)とし、同(iv)の次に次のように加える。

(v)　特例インドネシア人第五陣看護師候補者　平成二十七年度看護師試験

第五の一の2の(3)のニに次のように加える。

(ix)　特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者　平成二十七年度介護福祉士試験

○厚生労働省告示第百八十七号

特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「並びに平成二十一年度及び平成二十二年度」を「及び平成二十一年度から平成二十三年度まで」に、「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に、「若しくは平成二十六年度」を「から平成二十七年度まで」に改める。

第一の二中「10まで」を「12まで」に改め、同2中「及び特例フィリピン人第三陣看護師候補者」を「、特例フィリピン人第三陣看護師候補者及び特例フィリピン人第四陣看護師候補者」に改め、同3中「及び特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者」を「、特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者及び特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者」に改め、同10中「及び同(3)」を「から同(4)まで」に改め、「第二の二の1の(1)のイ（同(2)の下に「及び同(3)」を加え、同10を同12とし、同9を同11とし、同8を同9とし、同9の次に次のように加える。

10　特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者　平成二十三年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の二の7を同8とし、同6の次に次のように加える。

7　特例フィリピン人第四陣看護師候補者　平成二十四年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の三の1に次のように加える。

(4)　特例フィリピン人第四陣看護師候補者　平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）

第一の三の2に次のように加える。

(3)　特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者　平成二十七年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）

第一の三の3中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に、「若しくは平成二十六年度」を「から平成二十七年度まで」に改める。

第二の一の1の(2)中「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「」を「、平成二十三年度看護師試験」とあるのは「」に、同(3)中「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「」を「、平成二十三年度看護師試験」とあるのは「」に改め、同1に次のように加える。

(4)　(1)の規定は、特例フィリピン人第四陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十四年度看護師試験」とあるのは「平成二十七年度看護師試験」と、「平成二十三年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十六年度看護師試験」と、「、平成二十三年度看護師試験」とあるのは「、平成二十六年度看護師試験」と読み替えるものとする。

第二の一の3中「及び同(3)」を「から同(4)まで」に改め、同(1)に次のように加える。

ニ　特例フィリピン人第四陣看護師候補者　平成二十七年度看護師試験

第二の一の3の(2)の表に次のように加える。

特例フィリピン人第四陣看護師候補者	平成二十六年度看護師試験
	平成二十七年度看護師試験

第二の一の4中「及び同(3)」を「から同(4)まで」に改める。

第二の二の1の(2)中「平成二十四年度介護福祉士試験」とあるのは「」を「、平成二十四年度介護福祉士試験」とあるのは「」に改め、同1に次のように加える。

(3)　(1)の規定は、特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十五年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十七年度介護福祉士試験」と、「平成二十四年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）」とあるのは「平成二十六年度介護福祉士試験」と、「、平成二十四年度介護福祉士試験」とあるのは「、平成二十六年度介護福祉士試験」と読み替えるものとする。

第二の二の3中「同(2)の下に「及び同(3)」を加え、(1)に次のように加える。

ハ　特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者　平成二十七年度介護福祉士試験

第二の二の3の(2)の表に次のように加える。

特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者	平成二十六年度介護福祉士試験
	平成二十七年度介護福祉士試験